

## 三戸町飼い主のいない猫等保護器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町内に生息する飼い主のいない猫等が与える町民への生活衛生上の問題を未然に防ぐことを目的とした不妊・去勢手術、傷病等の治療、保護活動等を行うための猫保護器を貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 猫保護器の貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 町内に住所を有する満18歳以上の個人又は町内において商業、工業その他の事業活動を行う事業者であること。

(2) 次項に掲げる目的で猫の保護をしようとする者であること。

(3) 猫保護器の設置に関して、土地所有者等との合意ができていること。

(4) 自己の責任で猫保護器の管理ができること。

2 前項第2号に掲げる目的は、次のとおりとする。

(1) 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術をすること。

(2) 飼い主のいない猫の傷病等の治療をすること。

(3) 飼い主のいない猫を保護し、飼い猫とすること。

(4) 飼い主のいない猫を保護し、飼い主を探すこと。

(5) 飼い猫の不妊・去勢手術をすること。

(6) 飼い猫の傷病等を治療すること。

(7) その他町長が認めた場合

(法令遵守)

第3条 猫保護器の貸出しを受けた者(以下「借受者」という。)は、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

(2) 青森県動物の愛護及び管理に関する条例(平成14年青森県条例第81号)

(3) その他関係諸法令

(猫保護器の貸出期間)

第4条 猫保護器の貸出期間は、貸出しを行った日を起算として7日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事由により猫保護器の貸出期間を延長することが適当と認める場合は、7日を上限としてこれを延長することができる。

3 猫保護器の貸出期間の終了日が、三戸町の休日に関する条例(平成2年三戸町条例第10号)第1条に規定する休日に該当するときは、翌日以降の最初の開庁日を貸出期間の終了日とする。

(猫保護器の貸出しに関する費用)

第5条 猫保護器の貸出しは、無料とする。

2 猫保護器の使用に伴い発生する費用は、借受者の負担とする。

(猫保護器の貸出申請)

第6条 猫保護器の貸出しを受けようとする者は、三戸町飼い主のいない猫等保護器貸出申請書(別記様式)を町長に提出するものとする。

(貸出決定)

第7条 町長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、貸出しを行うことが適当と認めるときは、猫保護器を貸出しするものとする。

(猫保護器の設置)

第8条 猫保護器の設置場所は、三戸町内に限るものとする。

2 借受者は、自己の所有する土地以外に猫保護器を設置するときは、設置しようとする土地の所有者又は管理者の許可を得ていなければならない。

(目的以外の使用の禁止)

第9条 借受者は、第2条第2項に掲げる目的以外で猫保護器を使用してはならない。

(猫保護器の貸出しの取消し)

第10条 町長は、第4条第1項の貸出期間であっても、借受者が第3条の法令等に違反したことが明らかな場合は又はこの要領の規定に反する行為を行ったことが明らかな場合には、猫保護器の返却を命ずることができる。

2 借受者は、前項により猫保護器の返却を命じられたときは、速やかにこれを町へ返却しなければならない。

(猫保護器の返却及び報告)

第11条 借受者は、使用した猫保護器を洗浄し、及び消毒した上で町へ返却しなければならない。

2 借受者は、借り受けた猫保護器を使用する際に紛失、形状変更、破損及び汚損等があった場合は、借り受けた猫保護器と同等の形状に復し、又は同等品を賠償しなければならない。

3 町長は、貸し出した猫保護器が貸出期間中に紛失、形状変更、破損及び汚損等が明らかであり、かつ、借受者が前項の原状回復に応じない場合には、借受者に代わり原状回復し、当該原状回復に要した費用を借受者に請求することができる。

4 借受者は、借り受けた猫保護器の返却をする際に、当該猫保護器の使用の結果を町へ報告しなければならない。

(借受者の責務)

第12条 借受者は、猫保護器を貸与、譲渡、売却その他第三者へこれを引き渡す行為をしてはならない。

(免責事項)

第13条 町長は、猫保護器の貸出しに起因する全ての事故、紛争等について、その責任を負わない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月25日から施行する。